

令和 2 年 4 月 施行

委 任 状（外国居住者）

令和 年 月 日

私は、次の者に下記の手続を委任します。

受任者（代理人）

住 所： _____

電 話： _____

氏 名： _____

委任者との関係： _____

記

委任事項

1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求
2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金裁定通知書
または却下通知書の受領
3. 第十一回特別弔慰金国庫債券の受領
4. 第十一回特別弔慰金国庫債券の償還金の受領

委任者（請求者）

住 所： _____

電 話： _____

氏 名： _____

印

（自署による場合、押印は必要ありません）

* 受任者（代理人）は、本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）を提示すること。

令和2年4月施行

委 任 状

令和 年 月 日

私は、次の者に下記の手続を委任します。

受任者（代理人）

住 所： _____

電 話： _____

氏 名： _____

委任者との関係： _____

記

委任事項（該当する番号に○を付けてください）

1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する請求手続
2. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する同順位者間の調整

※ 委任者（請求者）の同順位者からの求めに応じて、委任者の氏名と受任者（代理人）の氏名、住所及び電話番号が教示されます。

委任者（請求者）

住 所： _____

電 話： _____

氏 名： _____ 

（自署による場合、押印は必要ありません）

* 受任者（代理人）は、本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）を提示すること。

特別弔慰金順位変更申請書		
戦没者	(ふりがな) 氏名 生年月日	年 月 日
生死不明者	(ふりがな) 氏名	
	戦没者等との身分関係	
	従前の居住地	
	生死不明の理由及び期間	
	(ふりがな) 氏名	
	戦没者等との身分関係	
	従前の居住地	
	生死不明の理由及び期間	
申請者 (同順位者を含む。)	(ふりがな) 氏名	
	戦没者等との身分関係	
	居住地	
	(ふりがな) 氏名	
	戦没者等との身分関係	
	居住地	
<p style="text-align: center;">上記のとおり、先順位者が生死不明でありますから、申請者を戦没者等の遺族とみなすよう、申請します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 Ⓔ</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣 殿</p>		

(A列4番)

備考 最下欄の申請者の氏名を自署により記載する場合は、押印は必要ありません。

裁 定 通 知 書

第 号

下記のとおり裁定したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

印

根 拠 法 給 付 の 種 別 国 債 の 名 称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 第 回特別弔慰金国庫債券		
券 面 種 別	円 券	国債の記号	号
死 亡 者			
請 求 者	年 月 日生		
住 所			

注 1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。

なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

却 下 通 知 書

第 号

下記のとおり却下したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

根 拠 法 請 求 の 種 類 請 求 年 月 日	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 特別弔慰金の請求 年 月 日
請 求 者	年 月 日生
死 亡 者	
却 下 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

裁 定 取 消 通 知 書

第 号

下記のとおり取り消したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事



取り消す内容 取り消す内容 が表示されて いる通知書	
請求者	年 月 日生
死亡者	
取消理由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（A列4番）

却 下 取 消 通 知 書

第 号

下記のとおり取り消したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

<p>取り消す内容</p> <p>取り消す内容 が表示されて いる通知書</p>	
<p>請求者</p>	<p>年 月 日生</p>
<p>死亡者</p>	
<p>取消理由</p>	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

発 かん 番号
令和 年 月 日

財 務 局 長
財 務 支 局 長
財 務 事 務 所 長
出 張 所 長
} 殿

都道府県知事 印

国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について（依頼）
（国債名称： ）

標記のことについて、下記のとおり誤りがあったので訂正されたく依頼します。

交付取扱店名	通し頁	裁定通知書 記 号 番 号	受取人氏名	訂 正 事 項		※令達番号
				正	誤	

「注」 ※印欄は、裁定機関では記載しないこと。

引 渡 書

国債名称 号 万円券

この証券 枚

記 名 者	券 面 種 類	証 券 番 号	付 属 利 賦 札	備 考
	円券			

上記証券は、発行取消となるため、記名者から返還を受けたので引渡します。

年 月 日

都道府県知事 印

日本銀行 代理店 御中

国庫債券返還請求書

(国債名称：)

年 月 日

日本政策金融公庫総裁

沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

都道府県知事

印

担保貸付機関名_____

特別給付金の裁定を取り消されたので、下記の特別給付金国庫債券を返還してください。

記名者		証券の券面種類			返還請求事由
住所	氏名	金額	枚数	番号	
		千円	枚		

国庫債券受領書

(国債名称：)

年 月 日

(国民生活金融公庫総裁
 沖縄振興開発金融公庫理事長) 殿

都道府県知事 印

担保貸付機関名_____

下記特別給付金国庫債券を確かに受領しました。

記名者		証券の券面種類			備考
住所	氏名	金額	枚数	番号	
		千円	枚		

裁定取消報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

(裁定機関)

都道府県知事 印

下記について、送付連名簿のとおり裁定取消したので報告します。

記

戦没者等の妻に対する特別給付金	件
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	件
戦没者の父母等に対する特別給付金	件
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	件
引揚者給付金	件

債 権 発 生 (帰 属) 通 知 書

〇〇〇－〇〇〇〇

令和3年8月2日

歳入徴収官

〇〇県会計管理者 〇〇 〇〇 殿

債権発生通知義務者

〇〇県知事 〇〇 〇〇

印

下記のとおり債権が発生したので通知する。

記

債権の発生年度	厚生労働省所管		一般会計	
令和3年度				
債権の種類	(部) 雑収入		(款) 諸収入	
	(項) 弁償及返納金		(目) 返納金債権	
債権金額	〇〇〇円	履行期限	令和3年8月21日	
債務者の住所及び指名又は名称	〇〇市〇〇****-** 〇〇 〇〇			
債権発生の原因	第十一回い号特別弔慰金裁定取消に伴う支払済み償還金の返還			
利率その他利息に関する事項	_____			
延滞金に関する事項	民法第404条の規定により5%			
債務者の資産又は業務の状況に関する事項	_____			
担保に関する事項	_____			
解除事項	_____			
その他必要な事項	_____			

※歳入、歳出(戻入)ともに共通様式

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）、日付および太枠の欄に御記入下さい。

書式 No.201

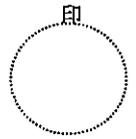
記名国債証券記名変更請求書

日本銀行

(日付).....

御中

郵便番号	-
住所	
電話番号	-
氏名	印



	氏	名	記名変更 の理由	相 続 改 氏 名 誤記訂正 ()
現記名				
フリガナ				
新記名				

下記記名国債証券に記載された氏名を上記のとおり変更して下さい。

国債名称								
記号	額面金額 千円	証券の番号(右詰で記入)						付属利賦札の状態
								年 月 日 渡以降

(日本銀行記載欄)

合計 枚数	枚	合計 額面金額	千円
----------	---	------------	----

(取扱機関処理欄)

郵便局 日付印 [印章確認済] (注) 正当な権利者であることを確認 できないときは印鑑証明書を添付 する。	日本銀行本支店または代理店 受付印 (店名・日付) 受入済印 (統轄店) 	業務局 記帳済印
同時請求 (各請求書はそれぞれ 同時に提出すること) 支払場所変更 滅紛失 汚損引換 証券交付時 (日本銀行本支店・ 変更 (代理店だけの取扱) 新規発行証券 滅紛失代証券 汚損引換代証券	記名変更日付	

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）、日付および太枠の欄に御記入下さい。

書式 No.200

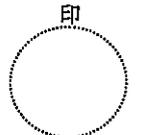
記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書

日 本 銀 行

（日付）.....

御 中

郵便番号	—
住 所	
電話番号	— —
氏 名	印



旧支払場所	
新支払場所	

下記記名国債証券の元利金（償還金）の支払場所を下記利賦札の払渡期から上記のとおり変更して下さい。

国債名称		記 名						
記 号	額 面 金 額 千円	証 券 の 番 号 (右詰で記入)						利 賦 札 の 払 渡 期
								年 月 日 渡

（日本銀行記載欄）

合計 枚数	枚	合計 額面金額	千円
----------	---	------------	----

（取扱機関処理欄）

受 付 印 〔当初受付けた郵便局 または受付店名および日付〕	印鑑票取戻日付 （新支払場所）または 送付日付（旧支払場所）	印鑑票受領日付 （新支払場所）	処 理 日 付 （新支払場所）	業 務 局
同時請求（各請求書等はそれぞれ同時に提出すること）				
記名変更	滅紛失	改 印	住所変更	汚損引換
証券交付時変更（日本銀行本支店・代理店だけの取扱）				
新規発行証券	滅紛失代証券	汚損引換代証券		

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）日付および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No.203

注意 支払期日欄は

最終支払期日分までの利賦札を連続してなくしたときは、「年 月 日渡以降」と記載して下さい。

一部の利賦札をなくしたときは、当該利賦札の支払期日を「年 月 日渡」または「年 月 日渡
～ 年 月 日渡」と記載して下さい。

証券（利賦札）滅紛失届

日本銀行

（日付）

御中

捨印



郵便番号	-
住所	
電話番号	- -
氏名	印

下記証券（利賦札）を滅紛失しましたから届けます。

国債名称	記名		
記号	元利金(償還金)支払場所		
証券の券面種類	証券の番号(右詰で記入)	滅紛失した利賦札の内訳	
千円券		支払期日	枚

(取扱機関処理欄)

日本銀行本支店または代理店		業務局		
受付印(店名・日付) 		受付印 		
印鑑票取戻通知書送付日付		審査		
印鑑照合、滅紛失届送付日付				
支払(交付)請求書	案内書送付日付	入力		
	受付日付			
代証券通知書	受入日付	更新結果	OK	エラー
代証券交付(送付)日付				
支払通知書送付日付		代証券発行日		
発見届受付日付		支払通知書発行日		
同時請求	〔各請求書等はそれぞれ同時に提出すること〕	支払場所変更		
		改印	住所変更	
		発見届受付日		

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）日付および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No.205

注意 1. 支払期日欄は

最終支払期日分までの利賦札を連続して発見したときは、「年 月 日渡以降」と記載して下さい。

一部の利賦札を発見したときは、当該利賦札の支払期日を「年 月 日渡」または「年 月 日渡～年 月 日渡」と記載して下さい。

2. 既に代証券の交付または元利金（償還金）の支払を受けているときは、発見した原証券（利賦札）を本届書に添付して返還して下さい。

滅紛失証券（利賦札）発見届

日 本 銀 行

（日付）.....

御 中



郵便番号	-
住 所	
電話番号	- -
氏 名	印

下記証券（利賦札）を発見しましたから届けます。

国債名称		記 名	
記 号		元利金(償還金)支払場所	
証券の券面種類	証券の番号（右詰で記入）	発見した利賦札の内訳	
千円券		支払期日	枚

（日本銀行記載欄）

合計 枚 数	枚	合計 額面金額	千円
-----------	---	------------	----

（取扱機関処理欄）

日本銀行本支店または代理店		業 務 局
滅紛失届受付日付	受入済印（統轄店） 	受付印
受付印（店名・日付） 	同時請求 記名変更	

宛先（日本銀行本支店名または代理店名） 日付および太枠の欄に御記入下さい。

書式 No.202

汚 染 き 損 証 券 引 換 請 求 書

（日付）.....

日 本 銀 行

御 中



郵便番号	-
住 所	
電 話 番 号	- -
氏 名	印

下記証券を新証券と引き換えて下さい。

国債名称		記 名
記 号		元利金(償還金)支払場所
券 面 種 類	証券の番号（右詰で記入）	付 属 利 賦 札 の 状 態
千円券	年 月 日 渡 以 降

(業務局記載欄)

代証券番号

(日本銀行記載欄)

合 計 枚 数	枚	合 計 額 面 金 額	千 円
------------	---	----------------	-----

(取扱機関処理欄)

日本銀行本支店または代理店	業 務 局
受 付 印 (店名・日付) 	受入済印 (統 轄 店)
同時請求 (各請求書等はそれぞれ同時に提出すること) 支 払 場 所 変 更 記 名 変 更 改 印 住 所 変 更	

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）、日付および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No.206

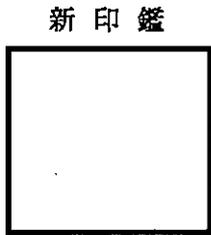
注意 新印により届け出るときは、印鑑証明書を添付するとともに必ず新印を持参して下さい。

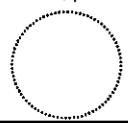
改 印 届

日 本 銀 行

(日付) _____

御 中



郵便番号	-
住 所	
電話番号	- -
氏 名	印 

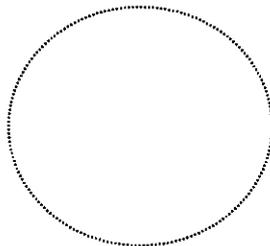
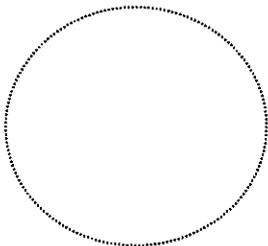
下記記名国債証券に関しては、今後上欄に押捺の印章を使用しますから届けます。

国債名称		記 名					
記 号	証券の券面種類	証券の番号 (右詰で記入)				付属利賦札の状態	
	千円券						年 月 日 渡以降

受付印 (店名・日付)

受入済印 (統轄店)

払渡済印 (統轄店)



処理日付 _____

